

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

## 1. 施設における感染対策に関する目的と基本的考え方

児童発達支援施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い幼児が通所する場であり、こうした幼児が通所する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提にたつて、特定非営利活動法人 「星とたんぼぼ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぼぼ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぼぼいっぽずつ」においては、感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及びまん延防止のため指針を定め、通所児の安全確保を図る。

## 2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

### (1) 感染対策委員会の設置

特定非営利活動法人 「星とたんぼぼ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぼぼ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぼぼいっぽずつ」では、感染症の予防及びまん延防止のため、感染対策委員会を設置する。

### (2) 目的

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- ② 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる
- ③ 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
- ④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

### (3) 委員会の構成員とその役割

この委員会の委員長は所長とする。

また、専任の感染対応策を担当する者を配置する（高橋、問田）

必要に応じて、協力医療機関の医師に助言を仰ぐ。

### (4) 感染対策委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、6ヶ月に1回以上の定期会議、感染症が流行する等を勘案して必要時に臨時会議を開催する。

### 3. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本指針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、特定非営利活動法人「星とたんぽぽ」児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアを行うため、年2回以上研修を行う。また、新規採用者には、採用時に研修を行う。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療機関感染および感染発生状況の把握を行う。また、アウトブレイクをいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。発生時は委員会が中心となり、発生原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染対策委員会で報告する。

### 5. 感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所等と連携を図って対応する。

#### (1) 平常時の対策

- ① 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- ② 日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策）
- ③ 手洗いの基本
- ④ 消毒薬の適切な使用
- ⑤ 早期発見のための日常の観察項目

#### (2) 発生時の対応

万が一、感染症が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症が疑われる際の対処の手順」に従い、感染症の拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

- ① 発生状況の把握

- ② 感染拡大の防止
- ③ 関係機関との連携
- ④ 行政への報告

## 6. その他感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会に置いて定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行います。

附則

令和3年4月1日から施行する。